

副本

令和3年(不)第20号 京都西山学園事件

申立人 大阪教育合同労働組合

被申立人 学校法人京都西山学園

令和4年3月28日

最終陳述書

被申立人代理人

弁護士 佐々木真一郎



同 小西華子



同 大政祐典



大阪府労働委員会 御中

副本



第1 はじめに

本件は、京都西山短期大学（以下、「西山短大」という。）を運営する学校法人である被申立人が、その専任教員であった■組合員（以下、「■組合員」という。）及び、同じく専任教員であった■組合員（以下、「■組合員」とい、■組合員と併せて「両組合員」という。）について、令和3年3月31日をもって雇止めをしたこと（以下、「本件雇止め」という。）に対し、申立人が、本件雇止めが不当労働行為に該当すると主張している事案であり、本件の争点は①被申立人が令和3年2月9日付で■組合員及び■組合員に雇止め通知書を送付したことが申立人に対する支配介入に当たるか、②令和3年1月6日付団体交渉申入れに係る同年2月10日及び同月24日の団体交渉における被申立人の対応は不誠実団交に当たるか、③被申立人が■組合員を令和3年3月31日付で雇止めとしたことは、組合活動を理由とする不利益取扱い及び申立人に対する支配介入に当たるか、④被申立人が■組合員を令和3年3月31日付で雇止めとしたことは、組合活動を理由とする不利益取扱い及び申立人に対する支配介入に当たるか、の4点である。

以下、いずれの争点についても被申立人に不当労働行為は成立しないことについて、両組合員を雇止めするに至った背景事情を述べた上で、詳論する。

第2 両組合員を雇止めするに至った背景事情

1 新たな経営陣への移行

(1) 令和2年1月30日、被申立人は、西山短大の学長を加藤善朗氏（以下、「加藤学長」という。）、学科長を島袋章氏（以下、「島袋学科長」という。）、短大事務局長を林龍治氏（以下、「林事務局長」という。）とすることを理事会において決定し（以下、この3名をまとめて「三役」ともいう。）、同年2月4日、教職員にこれを発表した。

それ以前から加藤学長も島袋学科長も西山短大に教員として勤務していた

が、学長及び学科長は別の教員が務めていた。また、林事務局長は被申立人の「法人事務局長」ではあったが「短大事務局長」は別の職員が勤めていた。

このように、令和2年2月4日の時点で、三役いずれも西山短大の運営にはほとんど関与していない状況であったが、特に前任者らからの引継ぎもないまま、令和2年度の準備に取り掛かることとなった（第3回審問速記録1頁「あなたの前任の短大事務局長は██████さん您的ようですが、あなたが事務局長に就任するに当たって、引継ぎはありましたか」「いいえ、ほとんどありませんでした。」）。

(2) この点については、林事務局長の前任である██████氏（以下「██████氏」という。）は第1回審問期日において、「前事務局長から引継ぎがなかつてもやつていけたと思います」と証言している（第1回審問速記録4頁参照）が、実際には短大事務局長は責任の重い部署であり、██████氏からほとんど引継ぎがなかつたため、林事務局長は総務課長などの周囲の者に聞きながら業務を進めるような状況であった（第3回審問速記録1頁「事務局長というのは大変責任の重い部署でございますし、当人しか知らないことは幾つもありますので、きつと引継ぎをしてほしかったというふうに思っております。その辺がちょっと無責任ではないかというふうに考えます。」，同2頁「前を通られたときにも、引継ぎをしてくださいよというお願ひをしましたが、分かつてはもう大丈夫でしょうというような言い方で通り過ぎていかれましたし、実際に困ったときには、研究室がありますので、研究室のほうへ聞きに行つこともあります。」「総務課長というのがございますし、ほかにもいろいろスタッフがありますのでその人たち、周りの人たちにいろいろ聞いてやつていきました。」）。

かかる状況は加藤学長や島袋学科長においても同様であり、三役は前任者からいざれも十分な引継ぎもないまま、業務を遂行することとなった。

2 西山短大の教員について

西山短大の教員には、無期雇用の専任教員、有期雇用の専任教員、有期雇用の特別専任教員（以下、「専任教員」という。）、有期雇用の非常勤講師がいる。

専任教員は基本給以外に担当する授業のコマ数に応じて給与が支払われているのに対し、専任教員は号俸に基づいて給与が支払われている（なお、専任教員についても一定のコマ数以上の授業を担当した場合は増担手当が支払われている）（乙第1号証乃至乙第3号証）。

3 日本人学生を増やすためにカリキュラムの見直しを行ったこと

(1) 三役の就任が決定した時点で、三役において令和2年度のカリキュラムについて検討する時間的余裕はなく、令和2年度は、従前のカリキュラムを踏襲するほかなかった。

なおこの点について、申立人は、令和2年度のカリキュラムは前年度のものを一部変更したものである旨指摘しているが、これは現場からの要望を受けて行われたもので、担当教員の変更等による最小限のものであり、西山短大としての方針や各開講科目の妥当性等の観点から吟味・検討されたものではなく、令和2年度の大部分のカリキュラムは前年度を踏襲したものであった。

(2) 西山短大では、中国人留学生に頼った経営及び学生募集がなされていたところ、安定経営のためには日本人学生の数を増やす必要があった。これに関しては、文部科学省の経営改善監査において中国人留学生を減らすよう指導がなされたこともある（第3回審問速記録2頁「中国人留学生の数が多いと、文部科学省の経営改善監査などで何か指摘されたりするのでしょうか。」「はい。やはりそういうことはあります。これは令和2年の12月のときなんですけども、学校法人運営調査委員会というものがございます。これが各学校法人を色々とチェックするんですけども、ウェブ会議でしたが来られまして、いろいろ調べていかれました。その中で、調査員の方が留学生が多くすぎるといけませんねということを申し述べておられました。」）。

そのため、三役は、令和3年度については、カリキュラムの見直しを行い、西山短大の日本人学生の学生数確保を目指すこととした。

なお、この点について、申立人は、日本人学生の数を増やすことによって中国人留学生が減ることになり留学生関連業務をやっていた組合員らの業務がなくなり雇止めにつながる可能性がある旨を従前から指摘し、被申立人の方針を批判していた。

しかしながら、西山短大の入学者数は定員を下回る状況が続いており、日本人学生の数を増やすことによってただちに中国人留学生の数が減るという相関関係にあるわけではなかった（第3回審問速記録17頁「短大の従前の入学者数なんですが、定員にいつも満たせていたんでしょうか。」「いいえ、定員には満たしておりません。」「つまり、日本人の数を増やすことによって、定員がそもそも充足しているから、日本人の数を増やすと必然的に留学生の数を減らさなきゃいけないわけではなくて、それでも入学定員にはまだ余裕があったので、留学生の数が仮にそのままでも日本人学生を増やすことは可能だったと。」「十分可能でした。」）。

(3) カリキュラムの見直しにあたっては各科目を担当している教員の適否も検討する必要があることから、加藤学長は、令和2年10月20日及び同年11月17日の教授会において、全ての教員に対し、カリキュラムの見直し及び現在担当している科目の適否について判断するために、令和2年12月中に履歴書及び研究業績書を提出するように指示した。なお、両組合員とも両日の教授会に出席していた（第2回審問速記録16頁「そのようなカリキュラムの見直しに当たって、教授会で各教員に対して、12月中に履歴書及び研究業績書を提出するように指示したということですが、その教授会に■組合員と■組合員は出席していましたか。」「出席されておりました。10月、11月の教授会の冒頭の挨拶でも、研究業績のことは申し上げました。」、同12頁「全て出席しているということでよろしいですね。」「うーん。」「少な

くとも今の時点で、あの日は休んだという記憶は特段ないですね。」「はい。」。

4 両組合員から履歴書及び研究業績書が遅れて提出されたこと

両組合員からは、令和2年12月中に履歴書及び研究業績書の提出はなかつた。申立人との団体交渉の中で被申立人出席者からその必要性について再度説明したところ、ようやく、令和3年1月29日になって、組合員らから履歴書及び研究業績書が提出された。

第3 爭点③ ■組合員の雇止めが不利益取扱いにも支配介入にも該当しないこと

1 はじめに

争点①及び②を論じる前に、そもそも、■組合員の雇止めについて不利益取扱いにも支配介入にも該当せず、正当な理由がある旨を論じる。

■組合員は、平成28年4月、2年間の有期契約の専任教員として被申立人に採用され、平成30年4月に同契約を更新した後、令和2年4月、1年間の有期契約の専任教員として被申立人との間で雇用契約を締結した（乙第4号証）。

■組合員は、令和2年度、西山短大において、ビジネス日本語、観光学、企業文化論・国際商務概論の授業を担当していた。

しかしながら、被申立人において、■組合員から提出された履歴書及び研究業績書を検討し、加藤学長及び島袋学科長が■組合員と面談をした結果、いずれの科目についても、■組合員が担当するのは適切ではないとの結論に至った。

また、■組合員は、令和2年4月から専任教員であったが、専任教員当時と比較して業務内容に変化はなく、教授会その他、三役の発言の場において不適切発言や不規則発言が目立ち、被申立人の経営方針にも非協力的な態度に終始していた。

そこで、令和3年2月9日、被申立人は、[REDACTED]組合員について雇止めすることを決定し、同日、これを[REDACTED]組合員に伝えた（甲第6号証）。

2 [REDACTED]組合員の雇止め理由

[REDACTED]組合員の雇止め理由は、以下のとおりであり、[REDACTED]組合員が申立人の組合員であることや組合活動を理由とするものではない。

(1) 担当している科目と研究業績の不一致について

ア [REDACTED]組合員の経歴等

[REDACTED]組合員は、平成5年3月に[REDACTED]大学[REDACTED]（[REDACTED]専修）を卒業し、民間企業で勤務した後、平成13年9月から平成14年7月まで[REDACTED]大学[REDACTED]専任講師、平成14年9月から平成17年7月まで[REDACTED]大学[REDACTED]専任講師、平成18年4月から令和2年3月まで学校法人[REDACTED]非常勤講師などを務めていた。その間、平成17年12月には、[REDACTED]大学[REDACTED]学院[REDACTED]課程を修了し、[REDACTED]で[REDACTED]（修士）を取得している。その際の学位論文は「[REDACTED]」というものであった。

また、[REDACTED]組合員は、令和3年1月29日時点で、[REDACTED]学會、[REDACTED]研討會という、いずれも[REDACTED]の学会に所属していた（乙第5号証、第2回審問速記録12頁「学会等も加入されていますけども、それは主に[REDACTED]系の学会に加入されているということでおろしいですよね。」「はい。」）。

イ ビジネス日本語について

(ア) [REDACTED]組合員は、平成28年4月以降、西山短大で「ビジネス日本語」の授業を担当していた。

ビジネス日本語とは、シラバスによれば、①ビジネス現場常用語彙・常用表現の学習、②日本企业文化を題材とする文章読解（日本国情理

解) であり、①は発音練習と実用例の紹介、②は速読・読解問題出題が中心とのことである(乙第6号証)。

同科目を担当するにふさわしい能力や素養を持った人物とは、日本語教育関連の学位、資格又は研究業績等を有するものである(第2回審問速記録23頁「まず、ビジネス日本語、日本事情というそれぞれの科目ですけど、陳述書にもお書きいただいているとおり、いずれの科目についても、日本語教育関連の学位、資格あるいは研究業績が必要というふうに短大としては考えておられるということですかね」「はい、そのとおりです。」)。

しかしながら、■組合員の研究業績等は前述のとおりであり、日本語教育関連分野での学位や資格を有していない。また、同分野における研究業績もない。さらに、日本語教育能力試験合格、日本語教師420時間養成講座の受講、大学の日本語教育科目的専攻など、日本語教育に必要な教育研究実績がいずれもない。

したがって、被申立人は、■組合員について、ビジネス日本語の授業を担当するには不適格であると判断した。

(イ) このように、被申立人は、■組合員が授業を担当するにあたり、担当する授業に関する「修士又は博士の学位」も「研究上の業績」もないことを雇止め理由の一つに挙げているが、被申立人において、■組合員に対し、「修士又は博士の学位」及び「研究上の業績」のいずれをも求めているわけではなく、少なくともどちらかを求めているにすぎないので、念のため、この点について付言する(この主張は、■組合員の他の科目及び■組合員についても共通するものである。)。

すなわち、短期大学設置基準(文部科学省令。昭和50年文部省令第21号)第25条は短期大学における講師の資格について「第23条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者」「特定の

分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者」のいずれかに該当することを求めている。

そこで、被申立人は、短期大学設置基準第25条及び同条が引用する第23条、第24条に基づき、西山短大の授業を担当する教員について、「修士又は博士の学位」あるいは「研究上の業績」を求めているものである。

ただし、学位取得者の大半は特定の1つの分野での学位の取得にとどまり、複数の学位を有する者はほとんど存在しない（言うまでもなく、学位取得には多大な時間と費用がかかる）。一方、社会の要請等に応じて教育機関が新しい授業科目を設置した場合（乙第17号証参照）、当該分野の学位を取得した教員が存在しないということは当然ありうる事態である。

学位取得には多大な時間と費用がかかることや社会の要請等によつて設定した新しい科目については、当該分野の学位を取得していない教員であっても、当該分野について修士又は博士の学位を取得している場合に準じる程度の十分な研究上の業績があれば、当該授業を担当するにふさわしいと判断されることもありうる。

以上の次第であり、被申立人は、短期大学設置基準に基づき、■組合員に「修士又は博士の学位」「研究上の業績」を求めるものであるが、担当科目によっては、必ずしも「修士又は博士の学位」及び「研究上の業績」のいずれをも求めているわけではなく、修士又は博士の学位を取得している場合に準じる程度の十分な「研究上の業績」があれば、当該科目についての適合性があると判断する場合もある。

(ウ) ■組合員のビジネス日本語の科目適合性について、申立人は、■組合員に「西山短大採用以前の実務経験の還元およびBJT（ビジネス

日本語能力テスト) 対策講座・ビジネスマナーなどの教務実績」があることを理由として、同人がビジネス日本語の担当者として適任である旨、主張をする。

しかし、「実務経験」と「研究上の業績」は異なるものである。

すなわち、高等教育機関である西山短大の授業として実施する以上、「ビジネス日本語」の授業は、文法や語法の知識に基づいて体系的にビジネス日本語を学ぶ科目として構築する必要があり、それには、単に実務経験や検定講師などの教務実績で足りるものではなく、日本語についての学問的知識及び研究実績が求められる。この学問的知識及び研究業績こそが「研究上の業績」と評価できるものである。

■組合員が西山短大採用以前に乙第5号証記載の経歴を有することは被申立人としても争うものではないが、これらの教務実績はいずれも単なる「実務経験」にすぎず、学問的知識を涵養するものでも研究実績でもないから、ビジネス日本語の研究上の業績として評価することはできない。そもそも、申立人のいう「西山短大採用以前の実務経験の還元」とはいかなる意味であるのか不明である。

(エ) さらに、申立人は、■組合員が「ビジネス日本語」の授業を担当することは令和元年第9回教授会で承認されており、同教授会に加藤学長が出席していた旨を指摘し、あたかも加藤学長において■組合員が「ビジネス日本語」の授業を担当することについて積極的に賛成していたかのように主張する。

しかしながら、加藤学長は、当時、一教員の立場にすぎず、■組合員とは専門分野も異なっていた。■組合員がビジネス日本語を担当するという専攻の提案について、履歴書や研究業績書が提示されたわけでもなく、加藤学長において、積極的に反対するだけの情報を持ち合わせていなかつたにすぎない(第2回審問速記録18頁「その教

授会で、あなたはどのような対応をしたのですか。」「上程されたことですので、それを認めたということです。」「専門も異なるし。」「はい、私の専門科目からは離れてますので、そのことについて積極的に賛成しなかったというだけです。」)。

ウ. 観光学入門、観光学について

(ア) ■■組合員は、平成28年4月以降、西山短大で「観光学入門」及び「観光学」の授業を担当していた(乙第7号証)。

同科目を担当するにふさわしい能力や素養を持った人物とは、観光学の学位又は研究実績を有しているものである(第2回審問速記録18頁「次に、観光学を担当するにふさわしい人材とは、どのような能力や素養を持った方でしょうか。」「観光学の学位をお持ちか、観光学に関する研究実績をお持ちの方だというふうに考えております。」)。

しかしながら、■■組合員の研究業績等は前述のとおりであり、観光学の分野で修士または博士の学位を有していない。また、同分野における研究業績もない。■■組合員は■■学・■■学が専門ということであるが、観光学は、■■学・■■学の研究業績だけをもって教授するには不十分である。

(イ) 申立人は、■■組合員の観光学の教務実績として、観光庁の「通訳案内士検定試験対策」講座を他校で長年担当し、教材開発を行ってきたこと及び長年地方自治体外郭団体との協力事業に携わり、通訳案内実務者養成に携わってきたことを挙げて、■■組合員に観光学の科目適合性が認められるかのように主張する。

しかしながら、通訳に関する教務実績は単に「教えていた」ことにすぎず、「研究していた」わけではないので、研究上の業績として評価できるものではない(第2回審問速記録19頁「組合は、■■組合

員が、他の機関でも観光学の授業を教えていたことなどを理由に、観光学については科目適合性があるという主張をされていますけど、その点はいかがですか。」「他の機関のことを申し上げる立場にはありませんので、そのことを議論することはできませんけども、少なくとも学会に所属して、そのことに関しての業績があるということが必須条件だというふうに考えています。」）。

仮に教務実績も研究上の業績として評価しようと仮定して、念のため反論するが、前述のとおり、観光学とは「観光産業等に従事する人材を対象とするもので、地理学、人類学、経済学等の知見を活用するもの」と一般的に言われているものである（乙第17号証）。

通訳案内士には全国通訳案内士と地域通訳案内士があるが、全国通訳案内士検定試験は、筆記試験は外国語、日本地理、日本歴史、産業、経済、政治及び文化に関する一般常識並びに通訳案内の実務、口述試験は通訳案内の実務である（乙第18号証）。

したがって、■組合員が通訳案内士検定試験対策を担当していたとしても、上記の科目全てを担当していたとも解されず、試験対策を担当していたことをもって観光学の教務実績として十分とは言えない。

通訳案内実務者養成に携わっていたという点も同様である。

(ウ) また、申立人は、「地理学および派生諸学において、観光は■・■以来一貫して主要な研究対象である」などとして、■組合員に観光学の研究上の業績があるかのような主張をしている。

しかしながら、申立人自身も「■・■」といった■の■の名前を挙げていることからも明らかに、■組合員の研究業績は■の■学に関するものに限定されている。■組合員の論文の中に観光学の要素があったとしても、あくまで主たるテーマは■の■学であり、かかる研究業績を、観光学の研究上の業績として評

価できるものではない。

ほかにも、申立人は■組合員に「観光学関連の活字業績」がある旨反論する。

この「観光学関連の活字業績」とは、[REDACTED]組合員が平成29年3月に[REDACTED]大学[REDACTED]学部研究紀要第[REDACTED]号に「[REDACTED]

██████████との論文を投稿したことを指すものと解されるが、当該論文の概要は「██████████」

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

「[REDACTED]」というものであり（乙第5号証の6），地理学，人類学，経済学など観光学の要素ともいえる学問分野に言及しているものではなく，[REDACTED]に関するテーマに限定されるようである。

現に、[REDACTED]組合員も自身の研究対象が[REDACTED]に関するものだとしており、観光学に関する研究上の業績がないことを自認している（第2回審問速記録12頁「あなたの研究部門というのは[REDACTED]の研究部門じゃないんですか、[REDACTED]を主に研究されてるんじゃないんですか。」「フィールドとしては、そうです。」）

したがって、同論文をもって、観光学の研究上の業績と評価することはできない。

なお、■組合員が作成したシラバスによれば、観光学入門、観光学のいずれも「経営学的考察を中心に展開」するものであり（乙第7号証）、■組合員自身、観光学入門や観光学の授業において、自身の■の知見や研究実績等を前提としていることは明らかである。

(エ) また、申立人は、関西2府4県全ての大学・短期大学における観光学専攻学部・学科を調査したところ、これらの学部・学科において「観光学」の名を冠する授業を担当する教員の約9割が、観光学学位を有していなかった旨指摘する。

かかる指摘について被申立人自身も争うところではないが、前述のとおり、被申立人において、当該分野の修士又は博士の学位を取得していることを必須条件としているわけではない。

被申立人は、■組合員において、学位の取得に準じる程度の研究上の業績もないことを問題視しているのであって（第2回審問速記録18頁「観光学は、比較的新しい学問分野であって学位を取得している方は少ないようですが、全ての先生に学位を求めているですか。」「いや、そういうわけではありません。観光学は、おっしゃるように、比較的新しい領域ですし、境界領域というか、その専門性ということでいうと、かなり新しい学位をお持ちの方は本当に少ないと思います。しかしながら、学会の所属している、あるいはそういう研究業績があるということは、教壇に立つ者にとっては必須のことと考えています。」），他大学等の観光学授業を担当する教員の状況は、何らの反論にもなり得ない。

エ. 企業文化論、国際商務概論について

(ア) ■組合員は、平成28年4月以降、西山短大で「企业文化論」「国際商務概論」の授業を担当していた（乙第8号証）。

これらはいずれも経営学分野の科目に位置づけられるところ、同科目を担当するにふさわしい能力や素養を持った人物とは、経営学の学位や研究業績を有している者である（第2回審問速記録19頁「この科目は、学問の分野でいうと、何学に位置付けられる科目なんでしょうか。」「大きな分類でいうと、経営学の中に入るという

ふうに考えています。」「そうすると、経営学の学位や研究業績も必要ということになってくるわけですか。」「そのとおりです。」)。

しかしながら、■組合員の研究業績等は前述のとおりであり、経営学の分野で修士または博士の学位を有していない。また、企业文化論・国際商務概論はいずれも経営学の分野に属するが、■組合員には経営学の分野における研究業績もない(経営学全体で見ても研究業績がないのであるから、企业文化論・国際商務概論に限っても研究業績はないことは論を待たない。)。

(イ) この点について、申立人は、「『企业文化論』『国際商務概論』いずれもが、経営学分野に属するとする学術的根拠が提示されていない」と反論する。

しかしながら、■組合員が作成したシラバスによっても、「企业文化論」は「企業の日本国内採用人事に関する各種統計資料の解析を出発点として、主に日本企業の特徴を明らかにしていきます。特に社会人材育成に関する企业文化について重点的に講義します。聴講する学生諸君が、日本企業が社員に求めるビジネス基本知識、及び技能を理解し、ビジネス専門用語の語彙数を増加させ、日本語情報誌を検索できるようになることも、本講義目標のひとつです。さらに主要業界ごとの業況紹介も重視しています。日本国内での就職活動に役立つ内容です。」(乙第8号証の1)、「国際商務概論」は「国際貿易実務知識の紹介と併せて、グローバル経済知識の確認と増強、世界経済関連事情の把握を目指します。受講者が、グローバル経済指標の意義を押さえ、今後の社会経済趨勢を読む力を増強する一助となれば幸いです。講義の最重点項目は、『お金(おかね)』の本質と、その動きについてです。同項目や、貿易実務に興味を持つ学生諸君の参加を期待

しています。」（乙第8号証の2）というものであり、いずれも「企業や組織を管理・運営するための手法を研究する学問」である経営学（乙第19号証）の分野に属することは明らかである。

オ　まとめ

以上の通り、■組合員は、担当していた各科目について、学位、資格、研究上の業績のいずれも有しておらず、いずれの科目についても科目適合性が無いことは明らかである。

(2) 専任教員としての貢献の欠如

■組合員は、民間企業での勤務経験もあり（乙第5号証）、被申立人としては、その社会経験を西山短大の運営にも生かしてもらう趣旨で、令和2年4月から専任教員として雇用契約を締結した。

被申立人から■組合員に対し、民間企業での勤務経験を活かして西山短大の学生募集や在学生の就活指導を行ってもらいたい旨、令和2年2月及び3月の複数回の面談において指示した。なお、令和2年3月に行った申立人との団体交渉の中でも同様の説明を行った。

これに対し、■組合員は、面談の場でも団体交渉の場でも「私にそんなことをさせるのか」「別科の仕事が忙しい」などと言って、被申立人の指示を強く拒絶した。■組合員においても、拒否ではないとしながら、担当に難色を示したことは認めている（第2回審問速記録7頁「特任から専任に変更されるに当たって、日本人募集業務等を行ってほしいというふうな要望を、あなた拒否されたということですけども、それはなぜなんですか。」「拒否ではありません。難しいというふうに申し上げたんです、実は。」）。

このように、■組合員は、日本人学生募集業務を行うことに難色を示すなど、それまで以上に（特任教員時代よりも）西山短大の運営に貢献したこととはなかった。

(3) 学校運営に対する非協力的態度

■組合員は、教授会その他、三役の発言の場において不適切発言や不規則発言を繰り返し、西山短大の経営方針にも非協力的な態度に終始している状況であった。

具体的には、以下のような言動があった。

ア 令和2年3月17日の所信表明における言動

(ア) 同日、三役が、西山短大の教職員に対し、所信表明を行った。

その際、島袋学科長の発言中に、■組合員は「いつから学科長になったのか。特任から専任になったのか。」「学科長手当をもらっているのはおかしい。」「金返せ」等といきなり発言した（第2回審問速記録19頁「令和2年3月17日に、三役として所信表明を行った際の■組合員の言動で、印象に残っていることを教えてください。」「島袋先生に対してですけども、先ほども言及がありましたが、いつから特任から専任になったんだと。それから、いつから、島袋先生が秩序を乱すことは懲戒の対象となるということに対してだと思いますが、例えばこれは暴言ですか、金返せというように大きな声でおっしゃっていました。」）。

これに対し、三役は、島袋学科長の発言中であるから不規則発言は控えるように指示したが、■組合員はこれに応じず、同様の発言を繰り返した（第2回審問速記録20頁「これに対して、あなたはどのように対応しましたか。」「不規則発言をやめるように言いました。」「■組合員は、あなたのこの発言を受けて不規則発言をやめたのですか。」「いや、全くおやめになりました。」）。

(イ) 申立人は、■組合員の「金返せ」との発言について、甲第12号証の録音反訳を前提として、島袋学科長の「暴言だ、処分もありうる」という発言に対して、■組合員が「『金返せ』という言い方は、暴言に

なりますか」と質問したに過ぎない旨反論する。

しかしながら、甲第12号証は令和2年3月24日のやりとりについての録音反訳であり、■組合員が最初に「金返せ」と発言したのは令和2年3月17日である（第2回審問速記録19頁「島袋先生に対してですけれども、先ほども言及ましたが、いつから特任から専任になつたんだと。それから、いつから、島袋先生が秩序を乱すことは懲戒の対象になるということに対してだと思いますが、例えばこれは暴言ですか、金返せというように大きな声でおっしゃいました。」）。甲第12号証を前提とした申立人の反論は失当である。

なお、令和2年3月24日についても、■組合員は、「あのね、早速いい例があるから、ちょっと試したいことがある。これ言ったら暴言になるかどうか。」と前置きして「金返せ」と発言している（甲第12号証6頁）。「試したいことがある」などと言ってわざわざ発言した経緯からも明らかなどおり、■組合員の言動は極めて挑発的であり、単なる質問と解することもできない。

(ウ) また、申立人は島袋学科長が「自身の特任教授待遇の給与を、直ちに学科長職給手当付きの、正教授待遇に改めさせ」たなどとも反論するが、そもそも、給与を最終的に決定するのは学長であり、学科長の権限に属するものでは無いのであるから、島袋学科長が「改めさせ」ることなどあり得ない。

実際の経緯としては、被申立人理事長の意を受けて、三役は、令和2年2月から新年度に向けた準備を行っていた。そのため、令和2年2月以降、新体制（三役としてのそれぞれの地位）を前提とした給与が支払われることになったものの、当時、島袋学科長は他の業務等もあったため、同人からの申し出を受けて、令和2年2月からではなく令和2年3月分から教授待遇の給与を支給するようになったものである（令和2年

2月までは特任教授待遇)。

よって、この点に関する申立人の反論も認められない。

(エ) さらに、■組合員は、同日の所信表明の際に、「金返せ」という発言は懲罰対象になるか否かを確認したとも証言しているが(第2回審問速記録9頁「あなた自身、島袋学科長に対して金返せというふうに言ったことはあるんですか。」「今、その引用されたせりふは言いました。金返せと言う発言は懲罰対象ですか、懲戒処分に当たりますかというふうなのは。」), いずれにせよ、「金返せ」という過激な発言をしていることは争いの無い事実であり、■組合員の学校運営に対する非協力的な態度が顕著に表れている。

イ 令和2年6月の言動

(ア) 令和2年6月以降、被申立人は、西山短大が従前行ってきた中国での留学生募集事業についてコンプライアンス上の問題があることから、留学生募集を中断することとした。

留学生募集業務の中心的存在であった国際交流センター長の■氏(当時は申立人の組合員。以下、「■氏」という。)がそのことを知つて取り乱したことがあった。その際、■組合員は林事務局長らに対し、「■さんを泣かせたのは誰だ。」と大声で叫ぶなどして、その場を混乱させるに至った(第3回審問速記録2頁「令和2年6月以降、従前の業者による留学生募集業務を中断したとき、そのことを知った■さんが取り乱したそうですね。そのときの■組合員の言動で印象に残っていることを教えてください。」「はい。私が執務しております事務局の隣が国際交流センターという部屋なんですでも、そこに■先生はおられまして、そこから事務局のほうに入ってこられまして、大きな声で、■さんを泣かした奴は誰だというふうにどなっておられました。」)。

(イ) この点について、■組合員は、審問期日において、叫んだのではな

い、なおかつ、近くにいた■組合員と■氏（被申立人の職員）に事実確認しただけである旨証言している（第2回審問速記録10頁）。

しかしながら、まず、仮に、■組合員と■氏に尋ねただけなのであれば、そこから離れた場所にいる林事務局長に「■さんを泣かせたのは誰だ」という■組合員の発言が聞こえるはずがない。

また、近くにいた■組合員と■氏に尋ねるのであれば、まずは端的に「何があったのか」などと事情を確認するのが通常であって（■氏が第三者から「泣かされた」のではなく、何らかの理由で自発的に泣き出した可能性もある）、■氏が泣いていることに抗議する趣旨の発言である「■さんを泣かせたのは誰だ」という発言がなされるわけがない。

よって、■組合員の証言はあまりに不自然で認められない。

(ウ) また、仮に、申立人の主張を前提にしても、経緯も不明な中で（その場にいる誰かの発言が原因となって■氏が泣いたとも限らず、たとえば、電話応対など、その場にいない第三者の言動が契機となって泣いた可能性も多分にある。）、「■さんを泣かしたのは誰だ」と呴嗟に発言するという所作自体理解しがたく、協調性や冷静さを欠く言動と言わざるを得ない。

ウ 令和2年10月の教授会における言動

(ア) ■組合員は、同教授会において議題に上がっていなかった「島袋教授の論文盗用疑惑」（以下、「盗用疑惑」という。）について審議するよう発言した。

盗用疑惑は、令和2年8月25日、■組合員から被申立人に対して告発されたものであるが、令和2年10月の教授会の時点では調査中で盗用の有無についての結論は出ておらず、説明できる状況ではなかった。

そこで、教授会の議長である島袋学科長が議題としては取り上げられない旨を伝え、加藤学長も同様の発言をしたが、■組合員は、両名の

制止に応じず、繰り返し、同疑惑について取り上げるよう発言を続けた（第2回審問速記録20頁「それに対して、あなたはどのように対応しましたか。」「研究倫理規程に基づいて調査して、まだその時点では審査の結果が出ていませんでしたから、それを待つようにと。それを教授会で話すことで、審議の中立性、公平性ということが失われてしまいますから、それはやめるようにというふうに言いました。」「あなたのその発言を受けて、■組合員はどうしましたか。」「いや、全くそういうことで、やめる気配はありませんでした。」）。

(イ) この点について、申立人は、令和2年8月25日の教授会において、■組合員が島袋学科長の論文盗用疑惑を問題にした経緯について縷々主張している。

しかしながら、申立人の主張によっても令和2年10月の■組合員の言動が正当化されるものではないうえ、以下の通り、申立人が主張する経緯には事実に反する点がある。

a. 申立人が主張するように「西山短大には既に発刊15回を数える『西山学苑研究紀要』が存在する」こと及び令和2年度の教授会において、別科から、短大別科主幹の新たな学術雑誌の創刊を目指したい旨の提案があったことは事実である。

ただし、教授会でかかる提案が出たのは1度きりであり、別科内での程度具体的に創刊の計画や準備が進んでいたかは、被申立人の知るところではない。

申立人は、令和2年（2020年）7月、国際交流センターが、「西山学苑研究紀要」掲載論文中に、著しい剽窃・誤謬・出典不明示を多数含むものを複数確認し、その著者がいずれも島袋学科長であったと主張するが、これは事実に反する。被申立人の予備調査の結果、島袋学科長が執筆した論文はいずれも剽窃には当たらないとの判断が

下され、文部科学省にもその旨報告済である。

- b. 令和2年8月11日の教授会の概要については申立人主張のとおりである。
- c. 令和2年8月25日の教授会開催前に■組合員から告発状が提出され受理されたこと及び同日の教授会において島袋学科長を対象とする研究倫理規定違反嫌疑の議案が却下されたことは事実である。

申立人は「却下理由の説明は無かった」などと主張するが、被申立人は、論文盗用疑惑については、教授会審議事項とはせず研究倫理規定に則って判断すると決定し、そのことは■組合員にも伝えていたものであり、申立人の主張は事実に反する。

なお、島袋学科長の論文盗用疑惑については教授会審議事項とはせず研究倫理規定に則って判断する旨説明したにもかかわらず、■組合員は、同日の教授会において、突如として島袋学科長の論文盗用疑惑を教授会において審議するよう執拗に要求した。

これについて、申立人は、教授会終了後の言動であると主張し、■組合員もその旨証言する（第2回審問速記録10頁）。

しかしながら、これは事実ではなく、教授会終了間際に突如、発言を開始し、その後、加藤学長の制止も聞き入れず、約1時間にわたって説明を継続したものである（第2回審問速記録20頁「議事に載っていないですし、そのことに対して説明をやめるように制止しました。」「全く聞き入れずに、どうどうとご意見を述べられていました。」「少し記憶が定かではありませんけれども、1時間ぐらい説明されたと思います。」）。

研究倫理規定に則って判断する旨伝え、教授会においても加藤学長が制止しているにもかかわらず、教授会で勝手に資料配布したり、口頭での説明を行う行為は、学校運営に徒に支障を来すものと言わざる

を得ない。

なお、加藤学長が島袋学科長を擁護したという事実はなくあくまで学長として中立な立場で発言したものである。

エ 資料提出を拒否したこと

(ア) 令和2年10月、加藤学長は、■組合員に対し、盜用疑惑についての調査の一環で資料の提出を依頼した。

これに対し、■組合員は、「どこのだれともわからない人物に、データを渡すわけにはいかない」と拒否し、その後も調査に非協力的な態度を取り続けた（第2回審問速記録21頁「盜用際機に関するデータ提供を依頼した際の■組合員の反応について教えてください。あなたからデータ提供を依頼した際、■組合員からどのような反応がありましたか。」「どこの馬の骨とも分からぬ人間にデータ提供できないとおっしゃっておりました。」）。

(イ) この点について、申立人は、加藤学長が予備調査委員会を立ち上げないままに■組合員にデータ提供を求めたなどと反論し、■組合員が加藤学長に対しデータ提供を拒否したことを正当化しようとしている。

しかし、加藤学長は、■組合員らからの告発状の提出を受け、令和2年8月下旬、「総括責任者」として、予備調査委員会を設置したものである。加藤学長は、「公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる」権限を有するもの（甲第13号証第4条）であり、データ提供を求めることも、同規程に基づく「総括責任者」の権限として当然に認められる。

にもかかわらず、■組合員が「どこのだれともわからない人物に、データを渡すわけにはいかない」などとしてデータ提供を拒否することは到底許されるものでは無く、学校運営に支障を来すものである。そもそも、加藤学長あるいは被申立人が依頼した外部の予備調査委員につい

て「どこのだれともわからない人物」などと発言すること自体、不適切であることは明らかである。

才 ■■准教授に直接連絡したこと

(ア) 令和3年1月10日、■■組合員が、盜用疑惑についての調査委員会委員長であった■■大学の■■准教授（以下、「■■准教授」という。）に対し、同大学事務局宛にFAXを送信し、かつ、そのFAXについて■■准教授に確認してもらうとともに返事が欲しい旨の伝言を要求した。

これについて、■■准教授から、加藤学長に対し、対応に苦慮している旨のメールが届いた（第2回審問速記録21頁「そのことについては、■■准教授はあなたに何かメールを送って報告してきたんですか。」「はい。■■先生という方が、そういうことをされるので対応に苦慮しているという話でした。」）。

(イ) この点について、申立人は、■■准教授から加藤学長に対する「対応に苦慮している」とのメールについて、■■組合員について言及したものでは無く、■■准教授から加藤学長に抗議する趣旨であった旨主張する。

しかし、■■准教授から加藤学長へのメールは、■■准教授が■■組合員から直接問い合わせを受けたことに対して、どのように対応するべきか苦慮しているとの趣旨のメールであり、抗議の文言は見当たらない（第2回審問速記録21頁「組合は、その対応に苦慮しているというメールについて、貴方に対する抗議の趣旨であるという主張としていますけども、そうなのですか。」「全くそうではありません。そのメールの中には、学長としてしっかり指導するようにというふうに書かれてありました。」）。

そして、学外の人物である■■准教授に直接事情を確認しようとする

ことは、■准教授も対応に苦慮していると言及している通り、学校運営に支障を来すものと言わざるを得ない。

カ ハラスメントの調査に協力しないこと

(ア) 令和2年10月8日、同年9月で被申立人を退職した元非常勤講師から被申立人に対し、■組合員によるハラスメントに関する申立てがあった。

これについて、被申立人は、令和2年12月から令和3年1月にかけて、調査に応じるように何度も要請したが、■組合員は何かと理由をつけてこれに応じようとしなかった（第3回審問速記録3頁「調査に対する■組合員の対応はどうでしたか。」「いろいろと理由を付けて調査に応じてくれませんでした。」）。

(イ) この点について、申立人は、ヒアリング（聴き取り、調査も含めて、以下「ヒアリング」と総称する。）の担当者が、本件の当事者、人事管轄者、高位職級者などであり、これが「不適な人員」であったと主張する。

しかしながら、■組合員によるパワハラを訴えていたのは退職者であり、ヒアリング担当者は当事者ではない。また、人事管轄者、高位職級者によるヒアリングが不適切であることの具体的な理由も示されていない。

よって、この点に関する申立人の主張も認められない。

キ ボイスレコーダー様の物体を置いたこと

(ア) 令和3年2月1日、三役と企画広報室との会議中、■組合員が会議室の窓枠（部屋の外側）にボイスレコーダー様の物体を置いた。これに気づいた職員が会議室の外に出て確認しようとしたところ、■組合員はあわててボイスレコーダー様の物体を手に取り、その場を立ち去ったということがあった。

(イ) この点について、申立人は、■組合員が同日ボイスレコーダー様の物体を置いたことを否認し、小会議室の出入り口付近で落とした消しゴムを捜索していた際に被申立人の職員から声を掛けられたに過ぎない旨主張する。

しかし、被申立人の職員が■組合員に声を掛けたのは、小会議室の出入り口から5メートルほど離れた廊下であり（第3回審問速記録4頁「まず、窓ガラスのほうが奥まったところに入った窓ガラスでして、通常の通路から5メーターほど離れているところです。そして、消しゴムと言いますが、手のひらに収まるぐらいの大きいものですから、消しゴムというのを考えにくいし、窓枠に落とすということも考えられないと思います。」），落とした場所から5メートルも離れた場所で消しゴムを探していたとの主張はあまりに不自然である。

(ウ) また、申立人は、「当時会議が催されていることを■組合員は知らなかつた」とも主張する。

しかしながら、会議中の小会議室は照明を付けており、外からも室内に照明が付いていることは確認できた上、遮音性のある部屋でもないのでは室内の声は廊下にも漏れていたところ（第3回審問速記録4頁「まず、我々の会議していたところはドアが3つあるんですけども、メインの通路側のドアのところに窓枠がドアについています。したがって、明かりが漏れていますので、必ず会議していたら、しているなということは分かります。」「他にも理由はありますか。」「はい。実際スリットとかありますので音が漏れます。したがって、会議してたら話し声が聞こえますので確実に分かると思います。」），会議中の部屋のすぐ傍にいた■組合員が、会議が催されていることを知らなかつたことなどあり得ない。

(エ) そもそも、被申立人の職員は、■組合員が、同部屋の窓の窓枠にボイスレコーダー様の物体をいったん置いたこと及びその後、当該物体を

持っていたのを確認している。ボイスレコーダー様の物体と消しゴムではその形状は大きく異なる。なお、同部屋の窓はすりガラスがはめられていたが、すりガラス越しに、同人物のあずき色のベストという服装、背格好も確認できたものである。

よって、申立人の弁解は不自然不合理と言わざるを得ず、会議が催されていることを知り、その内容を録音しようとボイスレコーダー様の物体を置いたことが認められる。

ク 小括

以上のような理由から、被申立人は、■組合員との雇用契約についてはこれ以上更新できないと判断した。

■組合員について労働契約法第19条が適用される事情は存在しないが、仮に同条が適用されるとしても、■組合員の雇止めは、客観的に合理的な理由があつて社会通念上相当であり、不利益取扱いにも支配介入にも該当せず、有効である。

第4 爭点④ ■組合員の雇止めが不利益取扱いにも支配介入にも該当しないこと

1 はじめに

争点①及び②を論じる前に、そもそも、■組合員の雇止めについて不利益取扱いにも支配介入にも該当せず、正当な理由がある旨を論じる。

(1) ■組合員が採用の時点で教員選考基準を満たしていなかったこと

ア ■組合員は、令和元年9月29日、被申立人との間で、令和3年3月末日までを期間とする講師（専任教員）としての雇用契約を締結した（乙第9号証）。

被申立人は教員選考基準を設けており、講師については、①大学卒業後5年以上の者またはそれに準ずる者、②学術論文2篇以上の業績を有する者、③教育上の識見を有する者のすべての要件を充足する必要がある（乙

第10号証)。

■組合員は、平成27年12月、[REDACTED]大学[REDACTED]校を卒業後、平成29年4月、[REDACTED]大学[REDACTED]研究科[REDACTED]専攻に入学し、令和元年9月、同専攻を終了した(乙第11号証の1)。

このように、■組合員は、少なくとも、被申立人に採用された時点で、上記の教員選考基準の①の要件を充足していなかった。

また、■組合員から提出された教育研究業績書(乙第11号証の2)によれば、令和元年9月時点で執筆していた学術論文は1篇のみであり、②の要件も充足していなかった。

イ ■組合員の採用の経緯について三役の知るところではなかったため、加藤学長は、令和3年1月14日、■組合員採用当時の事務局長兼学科長であった■氏に対し、採用の経緯等について尋ねる文書を発出した(乙第12号証)。

これに対し、同年1月21日、■氏から加藤学長に対し、回答書が提出された(乙第13号証「回答書」)が、同回答書からも■組合員の採用の経緯については判然としなかった。

以上の通り、■組合員は、被申立人の教員選考基準を充足していないにも関わらず被申立人に採用されるに至っており、■氏も■組合員については■氏の推薦を受けて面接したものであり、■組合員以外に面接を実施した記憶がないと証言している通り(第1回審問速記録10頁「じゃ、■組合員以外に採用に向けて同時期に面接活動されたことございますか。」

「同時期に、あのう、ああどうだったかな。それははっきり覚えていないです。」),採用ありきで、当時の経営陣によって被申立人に採用されたものである。

- (2) その点を措くとしても、■組合員は、令和2年度について、英語、英語リーディング、日本事情、基礎経済学、基礎ゼミナールの授業を担当していた

が、被申立人において、■組合員から提出された履歴書及び研究業績書を検討し、加藤学長及び島袋学科長が■組合員と面談をした結果、英語、英語リーディング、日本事情については、■組合員が担当するのは適切ではないとの結論に至った。

また、■組合員は、教授会の議論も十分に理解できていないなど、西山短大での教員としての職務遂行に当たって必要となる日本語能力が不足している状況であった。

そこで、令和3年2月9日、被申立人は、■組合員について雇止めすることを決定し、同日、これを■組合員に伝えた（甲第7号証「雇止め通知書」）。

2 ■組合員を雇止めするに至った理由

■組合員の雇止め理由は、以下のとおりであり、■組合員が申立人の組合員であることや組合活動を理由とするものではない。

(1) 担当している科目と研究業績の不一致について

ア ■組合員の経歴等

■組合員は、平成22年9月、■大学■校に入学し、その後、平成24年9月に■大学■に交換留学生として入学、平成25年7月に同課程を修了し、平成27年12月、■大学■校を卒業した（文学士号（バチェラーオブアーツ）取得）。

その後、■組合員は、平成29年4月、■大学■研究科■専攻に入学し、令和元年9月、同専攻を終了した（修士号取得）。

■組合員は、令和3年1月29日時点で、■研究会に所属していた（乙第11号証の1、乙第11号証の2）。

イ 日本事情について

(ア) ■組合員は、令和2年10月以降、西山短大で「日本事情」の授業を担当していた。

日本事情とは、シラバスによれば、「教員の指導の下、外国人の視点から日本の文学作品及び映像作品を鑑賞する。作品の理解と分析において、批判的思考を育み、論理的思考を鍛え、論文作成能力を始めとした学術能力の向上を目指す。」というものである（乙第14号証）。

日本事情を担当するにふさわしい人物とは、日本国内の事情に精通しており、かつ、日本語教育に関する学位、資格又は研究業績を有する人物である（第2回審問速記録21頁「日本事情という科目を担当するにふさわしい人物とは、どのような能力や素養を持った方でしょうか。」）。

「日本事情という科目は、日本語関連の授業だというふうに思っておりますけども、特に日本文化に対しての造詣が深いといふうなことは必要だというふうに考えております。日本語に関する資格、教育、資格とともに、日本語文化に対しての理解が深い方だというふうに思っております。」）。

しかしながら、■組合員の研究業績等は前述のとおりであり、日本語教育関連分野で修士または博士の学位を有していない。また、同分野における研究業績もない。さらに、■組合員は外国での生活が長く、日本国内の事情に精通しているとも言い難い。

したがって、被申立人は、■組合員について、日本事情の授業を担当するには不適格であると判断した。

(イ) 申立人は、「■組合員は、日本の文学作品、アニメ・映画などの映像文化への理解と分析を通して、受講生の批判的・論理的思考を育成し論文作成へ結実させることを目標としている」などとして、■組合員が「日本事情」について、科目適合性がある旨主張する。

しかしながら、■組合員が担当する「日本事情」は、そのシラバスに

よると、「外国人の視点から日本の文学作品及び映像作品を鑑賞する。作品の理解と分析において、批判的思考を育み、論理的思考を鍛え、論文作成能力を始めたとした学術能力の向上を目指す」というものであり、小説「坊ちゃん」（夏目漱石）、小説「雁」（森鷗外）、アニメ「大暴れ孫悟空」、アニメ「攻殻機動隊」、アニメ「天空の城ラピュタ」、映画「それでもボクはやっていない」の鑑賞、討論、学生の発表を行うというものであった（乙第14号証）。

夏目漱石及び森鷗外が、いずれも日本の代表的な文豪の1人であることは言うまでもないが、小説「坊ちゃん」及び「雁」が日本の歴史および文化、日本の政治、経済、日本の自然、日本の科学技術に関する内容であるか、大いに疑問である。

また、「大暴れ孫悟空」は中国の「西遊記」を題材にして中国で製作されたものであり（乙第20号証）、日本事情に適した題材とは言い難い。

「攻殻機動隊」は「21世紀、第3次核大戦とアジアが勝利した第4次非核大戦を経て、世界は『地球統一ブロック』となり、科学技術が飛躍的に高度化した日本が舞台」という平成7年に公開された劇場用アニメのようであるが（乙第21号証）、これについても日本事情に適した題材とは言い難い。

「天空の城ラピュタ」は、世界的な映画祭で作品が受賞するなどしている日本を代表するアニメ制作会社であるスタジオジブリの代表的作品の一つであるが、日本事情に適した題材とは言い難く、これを題材に「環境問題」「人類の発展」について討論するという点も、環境問題はともかく（ただし、天空の城ラピュタ自体が日本の環境問題をテーマにしているとは言い難いため、日本事情で取り上げるべき討論の議題とは言い難い）、「人類の発展」は日本事情の授業内容にはなじまない。

「それでもボクはやってない」は、世界的な映画祭で受賞歴もある日本を代表する映画監督である周防正行氏の映画であるが、痴漢冤罪事件を題材としたものであり、これが日本事情に適したテーマとは言い難く、これを題材に「日本の痴漢文化と法律、痴漢冤罪、人権についての討論」を行うという点についても日本に「痴漢文化」なる文化がないことは改めて指摘するまでもない。なお、「痴漢文化」という点について、■組合員は、審問において、「痴漢、文化」とすべきところを「、」を入れていなかったために誤解を生じただけである旨証言したが（第1回審問速記録33頁）、「日本の痴漢」としても意味は通じず、やはり不適切であることに変わりはない。

以上のとおりであり、■組合員による「日本事情」の授業は、日本の歴史及び文化、日本の政治、経済、日本の自然、日本の科学技術等を取り上げているものとは言い難い。

(ウ) また、申立人は、「■組合員は、■大学で、東アジア研究の本科学位を修得し、■大学で一年間交換留学生として日本文化に関連する科目履修を行っている」ため、「外国人の視点から留学生へ『日本事情』を教えることができる稀有な人材である」旨主張する。

しかしながら、そもそも、東アジア研究の本科学位を修得したことでの「日本事情」の科目適合性を有することになるのか、理由は明らかでない。

申立人が指摘する日本事情の内容からすれば、前述のとおり、日本事情の授業担当者は、日本事情、日本の歴史および文化、日本の政治、経済、日本の自然、日本の科学技術について教授するだけの十分な知識を有することが求められるものである。しかしながら、東アジアとは、日本だけでなく、中国、モンゴル、北朝鮮、韓国、ベトナム、台湾を指すのであるから東アジア研究の学位を保有しているからといって当然に日

本事情、日本の歴史および文化、日本の政治、経済、日本の自然、日本の科学技術について教授するだけの十分な知識を有するとはいえないところ、■組合員は、■大学で2年間の修学、その後の日本で滞在しているのみである。そして、日本に滞在している間も■組合員の主たる研究テーマは経済学のようであり、日本事情を教授できるだけの知見を得たとは言い難い（乙第11号証）。

ウ 英語・英語リーディングについて

（ア）■組合員は、令和元年9月以降、西山短大で「英語」「英語リーディング」の授業を担当していた（乙第15号証）。

「英語」「英語リーディング」を担当するにふさわしい人物とは、英語教育に関する学位、資格又は研究業績を有する人物である（第2回審問速記録22頁「英語・英語リーディングという科目ですから、英語に関する研究業績や学位に関してはどうでしょうか。」「英語に関する業績や学会発表あるいは英語、英語で論文は書かれておりますけども、英語教育の資格はお持ちではありませんでした。」）。

しかしながら、■組合員の研究業績等は前述のとおりであり、英語教育関連分野で修士または博士の学位を有していない。また、同分野における研究業績もない。

また、■組合員は日本語能力が不十分であったので、英語の日本語訳をする能力が欠如していた（第2回審問速記録22頁「■組合員について、なぜ英語・英語リーディングの科目適合性がないと判断したのですか。」「受講していた学生にいろいろと聞いてみたんですけども、日本語の訳が不十分で、しっかり日本人に対して理解を促すまでの日本語能力をお持ちではなかった。それが非常に優秀な学生が言っておったんですけども、いつも僕に、これ日本語で何ていうのというふうに聞いてきたと。単語のレベルでの日本語が分からなかつたというふうなことを言

つてました。」)。

したがって、被申立人は、■組合員について、英語及び英語リーディングの授業を担当するには不適格であると判断した。

(イ) 申立人は、■組合員が「アメリカの大学受験に必要とされるTOEFLで120点中100点を取っており、学術英語能力は十分である」などと主張する。

しかし、そもそも、120点満点中100点で十分な学術英語能力と評価できるか疑義があることは勿論であるが、日本語の読み書きや会話ができる日本人であれば誰でも日本語教育者としての能力や素養があるわけではないように、教育機関で英語を教える場合、英語能力は勿論のこと、英語学や英語教育に関する研究上の業績や資格が当然必要である。

しかしながら、■組合員にはそのような研究上の業績や資格は不見当であり、やはり同科目に関する科目適合性が認められない。

(2) 職務遂行上の日本語能力の不足について

ア ■組合員は、以下の通り、西山短大の教員としての職務遂行に当たって必要となる日本語能力が不足している。

(ア) 他の教職員との日常的な日本語のやり取りができていなかったこと

■組合員は、他の教員とやり取りをする際、頻繁に「よく分かりません」と発言し、意思疎通が十分に取れていなかった(第3回審問速記録5頁「■組合員はあなたやほかの先生とやり取りをするときに、日本語での意思疎通はしっかりとできていましたか。」「いえ、やはり問題があって、よく分かりませんということを何回も聞きました。」)

(イ) 林事務局長で個別での話を避けようとしたこと

■組合員は、島袋学科長からのハラスメントの申し出について、林事務局長から事情確認を求められたのに対し、林事務局長と1対1で会話をすることを嫌い(第3回審問速記録5頁「ところが、当日になって、

応接室に行こうと言いますと、1対1ですか、1人では怖いですというようなことを申しました。」），■語が堪能な■組合員を同席させた上で、■組合員に通訳をしてもらいながら林事務局長から事情確認を受けている（第3回審問速記録6頁「話をしている途中の■組合員の様子はどうでしたか。」「やはり時々は■さんに聞いておったということがありました。」）。

(ウ) 歓迎会において日本語ではなく英語でスピーチしたこと

■組合員は、自身の歓迎会において、英語で自己紹介をしており、これは■組合員も認めるところである。

このことは、■組合員において、日本語で自己紹介をするだけの日本語能力がなかったことの証左である。

この点について、■組合員は、英語力をアピールするために英語で自己紹介をした旨の証言をするが、自身の歓迎会という場においては、まず日本語で自己紹介をして広く自身のことを知ってもらうことが優先されるべきであり、英語力をアピールするために英語で自己紹介をしたとの証言は不自然である。

(エ) 日本人学生からも日本語能力の欠如を指摘されていたこと

■組合員は、英語・英語リーディングという科目を担当していたが、それを受講していた日本人学生から、日本語訳が不十分であることを指摘され、逆に■組合員が日本人学生に対し、日本語訳を確認する有り様であった（第2回審問速記録22頁「受講していた学生にいろいろと聞いてみたんですけども、日本語の訳が不十分で、しっかり日本人に対して理解を促すまでの日本語能力をお持ちではなかった。それが非常に優秀な学生が言っておったんですけども、いつも僕に、これ日本語で何ていうのというふうに聞いてきたと。単語のレベルでの日本語が分からなかつたというふうなことを言ってました。」）

(オ) 教授会でも不規則発言等に終始していたこと

■組合員は、教授会においても、林事務局長に対して「何故教授会に出席しているのか」という教授会とは関係のないヤジを飛ばしたり（第3回審問速記録7頁「やじや不規則発言とは、例えばどのようなものですか。」「やじは、私が教授会に出席しておったときに、何であなたが教授会にいるのかということを言われまして、こういうこの案件は特に自分に関係しているから聞きに来てるんだよという説明をしても、何で教授会にいるんだということを何度も繰り返します。」），また、的確な意見を述べられなかつたり、時には質問に対しあうむ返しするにのみの受け答えをしていた（第3回審問速記録7頁「ほかに教授会でのやり取りで印象に残っていることはありますか。」「はい。あまりいろいろ意見は言わないんですけども、議長、島袋先生ですが、議長が、■先生どうお考えですかというようなことを水を向けますと、はい、分かりましたと、はい、そうですというようなことが繰り返されて、あまり的確な意見を言っておられないのかなと思つたり、あるいは質問に対しのおうむ返しをされるというようなことがありました。」）。

(カ) 審問期日において「解説」という日本語の意味を理解できなかつたこと

■組合員は、審問期日において、被申立人代理人の「解説とかそういうことですか。」という質問に対して、「解説」という日本語の意味を理解できず、ただ「解説」という言葉をおうむ返ししたのみであった（第1回審問速記録31頁）。

「解説」という日本語は、言うまでも無く、小学生高学年程度でもその意味について理解しているような極めて基礎的な単語であるところ、その意味を理解していない■組合員は、日本語能力が欠如していると言わざるを得ない。

イ この点について、申立人は、■組合員が日本語能力試験のN1に合格していることをもって、日本語能力が十分である旨主張する。

しかし、日本語能力試験とは、日本語を母国語としない者を対象とした日本語能力試験であり、その試験に合格したからといって、講師として職務を遂行するために十分な日本語能力を有しているとは直ちに認められない。

(3) 小括

以上のとおりであり、被申立人は、■組合員との雇用契約については更新できないと判断した。

■組合員との雇用契約は今まで一度も更新されていないが、仮に労働契約法第19条が適用されるとしても、■組合員に対する雇止めは、客観的に合理的な理由があって社会通念上相当であり、不利益取扱いにも支配介入にも該当せず、有効である。

第5 爭点①被申立人が令和3年2月9日付で両組合員に雇止め通知書を送付したことが支配介入に該当しないこと

申立人は、「組合員らに直接雇止め通知を発出したことは、組合員の労働条件について組合の頭越しにその変更の一方的に告げるものであ」るとして、支配介入にあたると主張する。

しかしながら、使用者と個々の労働者との雇用契約を終了させる意思表示である雇止め通告について、個々の労働者に直接行うことは当然である。

加えて、被申立人は、雇止め通告をした翌日である令和3年2月10日の団体交渉において、申立人及び両組合員に雇止めの理由を説明している。

よって、被申立人の行為は何ら支配介入に該当するものでは無い。

第6 爭点②令和3年1月6日付団体交渉申入れに係る同年2月10日及び同月2

4 日の団体交渉が不誠実団交に当たらないこと

1 申立人は、①被申立人が科目適合性を考慮して両組合員を雇止めにした点が「第1回団交及びそれまでに数多く持たれた団体交渉で触れられることもなかった突然の内容であった」こと、②「第2回及び第3回の団交において」「雇止めを行うことへの十分な説明はなされなかった」ことなどを理由として、被申立人に誠実交渉義務違反が認められる旨の主張をしている。

しかしながら、申立人が挙げる上記①及び②の理由はいずれも事実に反するものであり、申立人の主張は認められない。

(1) ①について

被申立人は、申立人が主張するところの第1回団体交渉（令和3年1月20日に実施）において、両組合員が現在担当している科目を担当する適合性のないこと及び■組合員は講師採用基準を形式的に満たしていないことを問題視し、その点について調査をすることを明言している（甲15・1頁目参照）。

そして、その調査の結果、やはり両組合員については科目適合性が無く、また■組合員について実質的に講師採用基準を満たしていると評価できる事情もないとして、雇止めとせざるを得ないとの判断をしたものであり、科目適合性の議論が「突然の内容であった」などということは無い。

(2) ②について

申立人が何をもって、「十分な説明はなされなかった」としているのか不明であるが、申立人が主張するところの第2回及び第3回の団体交渉は専ら雇止めの理由の相当性がテーマとなっており、このことは申立人も認めるところである。

被申立人はこれらの2回の団体交渉の中で、科目適合性を欠くことなど、両組合員を雇止めに至った理由について十分な説明を行った（甲第8号証、甲第9号証）。

(3) 小括

以上の通りであるから、被申立人は団体交渉において誠実に交渉をしており、この点の申立人の主張も事実に反するものである。

令和3年1月6日付「団体交渉追加申入書」（甲第4号証）を受け、被申立人は、令和3年2月9日の雇止め通告以後、同月10日、同月24日の2回、申立人との間で団体交渉を行い、雇止めの理由について説明をしている。

これに対し、24日の団体交渉の中で、決裂であると宣言して団体交渉を終了させたのは他でもなく申立人である。

第7 その他の主張

1 本件の争点以外にも周辺事情として申立人からはいくつかの主張があつたため、念のため反論する。

2 島袋学科長によるパワハラについて

申立人は、島袋学科長によるパワハラを両組合員らが指摘したことから、島袋学科長が両組合員を疎ましく思い、それゆえに雇止めにした旨主張する。

しかしながら、島袋学科長に両組合員を雇止めにする権限はない。

また、島袋学科長によるパワハラを両組合員らが指摘していたことと雇止めは無関係である。

3 両組合員への面談が狙撃ちではないこと

(1) 申立人は、個人面談を受けたのが両組合員のみで、個人面談が雇止めのために設定した狙い撃ちであるとの主張をしている。

しかしながら、被申立人の教職員において、令和3年3月31日に契約期間満了を迎えるのは、両組合員及び█████教員（以下、「█████教員」という。）の3名であったところ、加藤学長と島袋学科長は、令和2年11月19日、█████教員に対しても契約更新の可否を判断するための面談を実施した。なお、█████教員への面談が両組合員よりも早期に実施されたのは、█████教員

が保健体育教員であるところ、保健体育教員は絶対数が少なく仮に契約を更新しない場合は早期に代わりとなる教員の採用活動を開始する必要があったためである。

以上のとおり、両組合員との面談は、契約期間満了を迎える教職員を対象として実施されたものであって、組合員を狙い撃ちしたものではない。

(2) この点、申立人は、令和3年2月10日の第2回団交において、被申立人が両組合員に対してのみ面談を実施した旨認めたなどと主張している。

しかしながら、第2回団交では、2月2日以降、■組合員と■組合員以外と面談をしていない旨を認めたのであり（甲第8号証27頁参照）、両名以外とは面談をしていないことを認めたものではない。

(3) また、申立人は、「西山短大は、組合員らに対し科目適合性等を審査する、とした面談を、■教員に対しては行っていない」などとして、両組合員との面談が両組合員に対する狙い撃ちである旨主張する。

しかしながら、単に■教員については科目適合性に何ら問題ないと判断したために契約を更新し、他方で両組合員は科目適合性に疑義があつたために面談や調査を実施したという経緯に過ぎず、両組合員を狙い撃ちしたとの申立人の主張は事実に反するものである。

4 中国での調査結果を明らかにしなかったことについて

申立人は、被申立人が中国での調査結果を明らかにしなかったことについて問題視しているが、それは単に申立人に明らかにする必要のない事項であったためであり、何ら問題視されるべきものではない。

すなわち、中国における調査は、中国での留学生募集業務に関して、コンプライアンス違反の可能性が疑われたために、被申立人の理事会からの要請に基づいて、現地弁護士に委託の上実施されたものであり、そもそも、申立人及び両組合員には無関係なものである。

また、使用者たる被申立人が団体交渉に応じなければならない義務的団交事

項は、「労働者の労働条件その他の待遇、当該団体と使用者との間の団体的労使関係の運営に関する事項であって、使用者に処分可能なもの」であるところ（東京高裁平成19年7月31日・労判946号58頁），中国における留学生募集業務に如何なるコンプライアンス違反があったか、同コンプライアンス違反を受けて同事業を継続するか否かという判断は、正に経営に関わる事項であり、申立人の組合員らの労働条件その他の待遇、当該団体と使用者との間の団体的労使関係の運営に関する事項ではなく、義務的団交事項に該当しない。

第8　まとめ

以上の次第であり、本件申立てには理由が無いものであるから、速やかに棄却されるべきである。

以上